

第三セクターに関する指針に基づく経営健全化の検討・方針策定の必要性について

(1) 経営健全化の検討・方針策定

市長は、次の「(2) 経営健全化の検討・方針策定の判断基準」に該当する対象法人について、速やかに抜本的改革を含む経営健全化を検討し、法人ごとに経営健全化方針を策定する。

(2) 経営健全化の検討・方針策定の判断基準

以下各号いずれかに該当する法人

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

※ 参考（評価の対象とならない法人）

- ① 公益社団法人水産加工排水処理公社
- ② 石巻魚市場株式会社
- ③ 株式会社石巻青果
- ④ 牡鹿産業株式会社
- ⑤ 株式会社元気いしのまき

経営健全化の検討・方針策定の必要性について（令和4年度）

法人名	公益財団法人 石巻地域高等教育事業団
担当部・課	復興企画部政策企画課

判断基準

抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人（以下各号いずれかに該当した場合）

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

(1) 債務超過にあること（該当 非該当 ）

	R1	R2	R3
総資産	137,729	136,677	135,544
負債	14	3	3
正味財産・純資産	137,715	136,674	135,541

※単位：千円

(2) 実質的に債務超過にあること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること

（該当 非該当 ）

（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）÷ 標準財政規模 = 損失補償及び短期貸付等比率

（ 0 ） ÷ 40,075,533 (R2) = 0.00% < 11.25%

※単位：千円

(4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(6) その他、経営健全化の取り組みが必要と認められる相当の理由があること

所管部評価

（該当 非該当 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性（有 無 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性について（令和4年度）

法人名	株式会社 かほく・上品の郷
担当部・課	河北総合支所地域振興課

判断基準

抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人（以下各号いずれかに該当した場合）

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

(1) 債務超過にあること（該当 非該当 ）

	R1	R2	R3
総資産	202,219	188,553	170,202
負債	98,875	85,543	75,480
正味財産・純資産	103,344	103,010	94,722

※単位：千円

(2) 実質的に債務超過にあること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること

（該当 非該当 ）

（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）÷ 標準財政規模 = 損失補償及び短期貸付等比率

（ 0 ） ÷ 40,075,533 (R2) = 0.00% < 11.25%

※単位：千円

(4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(6) その他、経営健全化の取り組みが必要と認められる相当の理由があること

所管部評価

（該当 非該当 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性（有 無 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性について（令和4年度）

法人名	一般社団法人おしかパブリックサービス
担当部・課	牡鹿総合支所・地域振興課

判断基準

抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人（以下各号いずれかに該当した場合）

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

(1) 債務超過にあること（該当 非該当 ）

	R1	R2	R3
総資産	23,392	24,410	23,923
負債	11,411	11,748	10,085
正味財産・純資産	11,981	12,662	13,838

※単位：千円

(2) 実質的に債務超過にあること

所管部評価

（該当 非該当 ）

債務超過に陥ることなく、黒字経営を継続しており、経営安定性は高い。

(3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること

（該当 非該当 ）

（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）÷ 標準財政規模 = 損失補償及び短期貸付等比率

$$\left(\boxed{0} \right) \div 40,075,533 \text{ (R2)} = \boxed{0.00\%} < 11.25\%$$

※単位：千円

(4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

牡鹿地区の公共サービスを担っており、雇用の創出や地域の生活環境整備など公益的に大きく貢献している。

(5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

市からの補助金等の財政・金融支援を受けておらず、また、効率的な運営に努めながら、市の委託など公共サービスに資する業務を受託している。

(6) その他、経営健全化の取り組みが必要と認められる相当の理由があること

所管部評価

（該当 非該当 ）

財政状況は良好であり、安定した経営を継続していることから、事業者は健全な経営に努められていると認められる。

経営健全化の検討・方針策定の必要性（有 無 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性について（令和4年度）

法人名	公益財団法人 慶長遣欧使節船協会
担当部・課	産業部観光課

判断基準

抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人（以下各号いずれかに該当した場合）

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

(1) 債務超過にあること（該当 非該当 ）

	R1	R2	R3
総資産	1,241,003	1,241,769	1,212,750
負債	10,291	21,452	19,730
正味財産・純資産	1,230,712	1,220,317	1,193,020

※単位：千円

(2) 実質的に債務超過にあること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること

（該当 非該当 ）

（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）÷ 標準財政規模 = 損失補償及び短期貸付等比率

（ 0 ） ÷ 40,075,533 (R2) = 0.00% < 11.25%

※単位：千円

(4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(6) その他、経営健全化の取り組みが必要と認められる相当の理由があること

所管部評価

（該当 非該当 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性（有 無 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性について（令和4年度）

法人名	一般財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンター
担当部・課	産業部商工課

判断基準

抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人（以下各号いずれかに該当した場合）

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

(1) 債務超過にあること（該当 非該当 ）

	R1	R2	R3
総資産	62,714	61,964	64,139
負債	3,341	2,177	2,855
正味財産・純資産	59,373	59,787	61,284

※単位：千円

(2) 実質的に債務超過にあること

所管部評価

（該当 非該当 ）

総資産額が多く、債務超過の状況にない。

(3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること

（該当 非該当 ）

（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）÷ 標準財政規模 = 損失補償及び短期貸付等比率

（ 0 ） ÷ 40,075,533 (R2) = 0.00% < 11.25%

※単位：千円

(4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

石巻広域圏の勤労者及びその家族並びに一般の方々等が充実した毎日を過ごせるよう、総合的な福祉事業の展開、中小企業の振興、地域社会の活性化及び発展を目的に活動しており、公共性は高い。

(5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

特に費用対効果が乏しいとは言えない。

(6) その他、経営健全化の取り組みが必要と認められる相当の理由があること

所管部評価

（該当 非該当 ）

新型コロナウイルス感染症の影響などから実施が困難な事業もある中で、会員数の増加に向けて、状況下に見合った事業の展開が必要である。

経営健全化の検討・方針策定の必要性（有 無 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性について（令和4年度）

法人名	株式会社街づくりまんぼう
担当部・課	産業部商工課

判断基準

抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人（以下各号いずれかに該当した場合）

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

(1) 債務超過にあること（該当 非該当 ）

	R1	R2	R3
総資産	161,156	166,913	178,599
負債	28,755	43,219	50,666
正味財産・純資産	132,401	123,694	127,933

※単位：千円

(2) 実質的に債務超過にあること

所管部評価

（該当 非該当 ）

債務超過にない。

(3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること

（該当 非該当 ）

（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）÷ 標準財政規模 = 損失補償及び短期貸付等比率

（ 0 ） ÷ 40,075,533 (R2) = 0.00% < 11.25%

※単位：千円

(4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

街づくり会社として市の賑わい創出など多方面に活動しており、公益性は高い。

(5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいとは認められない。

(6) その他、経営健全化の取り組みが必要と認められる相当の理由があること

所管部評価

（該当 非該当 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性（有 無 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性について（令和4年度）

法人名	公益財団法人石巻市芸術文化振興財団
担当部・課	教育委員会生涯学習課

判断基準

抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人（以下各号いずれかに該当した場合）

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

(1) 債務超過にあること（該当 非該当 ）

	R1	R2	R3
総資産	227,221	240,791	237,848
負債	46,244	69,123	73,400
正味財産・純資産	180,977	171,668	164,448

※単位：千円

(2) 実質的に債務超過にあること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること

（該当 非該当 ）

（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）÷ 標準財政規模 = 損失補償及び短期貸付等比率

（ 0 ） ÷ 40,075,533（R2） = 0.00% < 11.25%

※単位：千円

(4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(6) その他、経営健全化の取り組みが必要と認められる相当の理由があること

所管部評価

（該当 非該当 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性（有 無 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性について（令和4年度）

法人名	石巻産業創造株式会社
担当部・課	産業部産業推進課

判断基準

抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人（以下各号いずれかに該当した場合）

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

(1) 債務超過にあること（該当 非該当 ）

	R1	R2	R3
総資産	781,839	786,593	791,219
負債	25,334	22,685	22,135
正味財産・純資産	756,505	763,908	769,084

※単位：千円

(2) 実質的に債務超過にあること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること

（該当 非該当 ）

（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）÷ 標準財政規模 = 損失補償及び短期貸付等比率

$$\left(\boxed{0} \right) \div 40,075,533 \text{ (R2)} = \boxed{0.00\%} < 11.25\%$$

※単位：千円

(4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(6) その他、経営健全化の取り組みが必要と認められる相当の理由があること

所管部評価

（該当 非該当 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性（有 無 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性について（令和4年度）

法人名	網地島ライン株式会社
担当部・課	復興企画部地域振興課

判断基準

抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人（以下各号いずれかに該当した場合）

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

(1) 債務超過にあること（該当 非該当 ）

	R1	R2	R3
総資産	459,542	317,062	345,352
負債	313,138	287,095	280,758
正味財産・純資産	146,404	29,967	64,594

※単位：千円

(2) 実質的に債務超過にあること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること

（該当 非該当 ）

（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）÷ 標準財政規模 = 損失補償及び短期貸付等比率

（ ） ÷ 40,075,533 (R2) = < 11.25%

※単位：千円

(4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(6) その他、経営健全化の取り組みが必要と認められる相当の理由があること

所管部評価

（該当 非該当 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性（有 無 ）